

諸塚村人口ビジョン・総合戦略

(第5次諸塚村総合長期計画後期計画)

～改訂版～

平成28年3月22日

CONTENT

第1節 人口ビジョン	1
第1章 諸塚村人口ビジョンの概要.....	1
1 「諸塚村人口ビジョン」とは	1
2 「諸塚村人口ビジョン」の位置づけ.....	1
3 対象期間	1
第2章 人口の現状分析.....	2
1 人口動向分析.....	2
2 現状と課題	9
3 目指すべき将来の方向性	9
第3章 人口の将来展望.....	10
第2節 総合戦略	11
第1章 基本的な考え方.....	11
1 計画策定の背景.....	11
2 計画策定の趣旨・目的	12
3 総合戦略の位置づけ.....	12
4 計画の期間	13
5 計画人口	13
6 基本方針	13
7 施策目標	14
第2章 施策の方向性.....	16
施策目標1 しごとをつくり、活力ある社会を目指します。（しごとづくり）	17
施策目標2 地域の魅力を磨き上げ、協創の森の人財を誘います（移住・定住推進）	23
施策目標3 地域まるごと子育て支援に取り組みます（結婚・出産・子育て支援）	26
施策目標4 住んで誇れる地域づくりに取り組みます（むらづくり）	29
第3章 計画の推進.....	34
1 推進体制	34
2 国・県・近隣市町村との連携	34
3 効果検証の仕組み（P D C Aサイクル）	34

第1節 人口ビジョン

第1章 諸塚村人口ビジョンの概要

1 「諸塚村人口ビジョン」とは

「諸塚村人口ビジョン」は、諸塚村における人口の現状を分析し、将来の人口の推計と展望をもとに今後目指すべき将来の方向性に関する村民の理解と情報の共有を図るものです。

2 「諸塚村人口ビジョン」の位置づけ

「諸塚村人口ビジョン」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「諸塚村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、その実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上で、重要な基礎と位置づけられるものです。

3 対象期間

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、平成 72（2060）年を対象期間として、1億人程度の人口を維持することを目指しています。「諸塚村人口ビジョン」においても平成 72（2060）年を対象期間とします。

第2章 人口の現状分析

1 人口動向分析

(1) 総人口と年齢3区分人口の推移

諸塚村の総人口は、国勢調査によると昭和40（1965）年以降平成22（2010）年まで一貫して減少しており、平成22（2010）年は1,882人となっています。

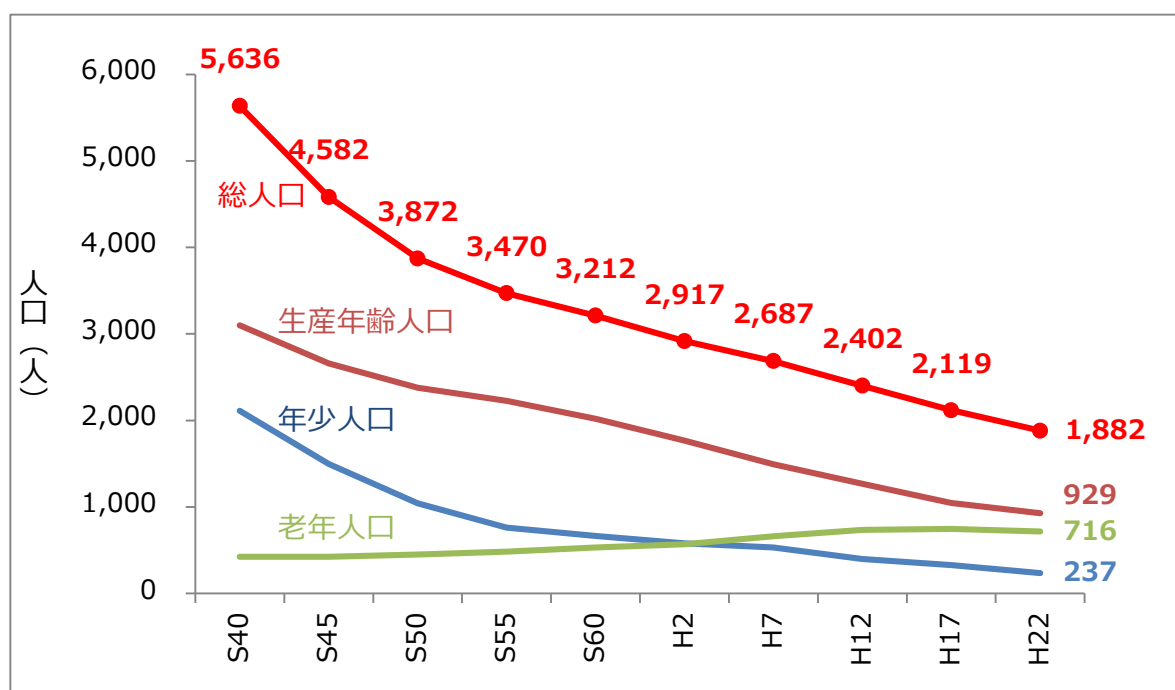
年齢3区分人口は、生産年齢人口・年少人口の減少が続く一方で、老年人口は増加しており、平成7（1995）年には年少人口を逆転し、生産年齢人口に近づいています。

※年少人口…15歳未満人口

※生産年齢人口…15歳以上65歳未満人口

※老年人口…65歳以上人口

総人口と年齢3区分人口の推移



	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	5,636	4,582	3,872	3,470	3,212	2,917	2,687	2,402	2,119	1,882
年少人口	2,110	1,498	1,044	760	663	580	531	397	327	237
生産年齢人口	3,101	2,660	2,377	2,227	2,018	1,769	1,494	1,269	1,045	929
老年人口	425	424	451	483	531	568	662	736	747	716

※「国勢調査」より作成

(2) 出生・死亡、転入・転出の推移

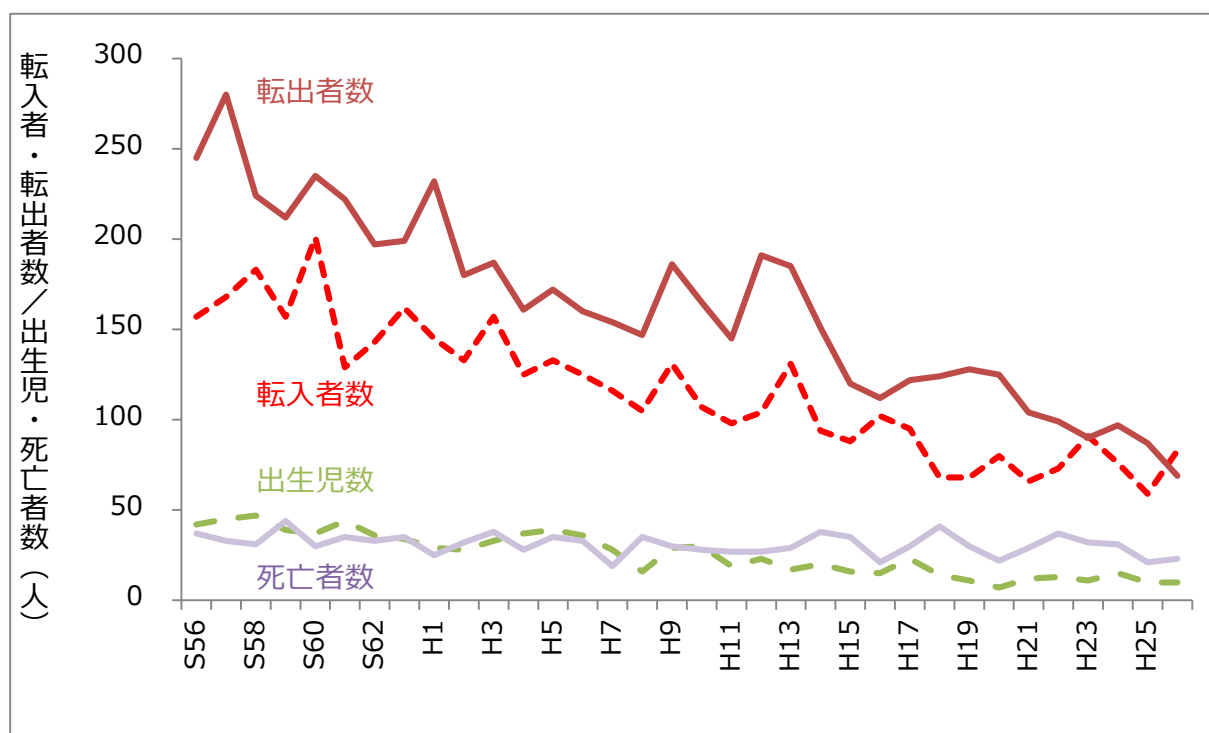
自然増減については、「宮崎県の推計人口と世帯数（年報）」によると、昭和 56（1981）年から平成 10（2008）年ごろまでは、出生数と死亡数に多少の増減はあるものの、ほぼ同数程度で推移していました。しかし、ここ 15 年ほどは、死亡数は横ばいのままで、出生数が減少して、自然減が続いています。少子高齢化の進行が主因と推定されます。

社会増減については、転入超過が長年続いていましたが、人口減少に伴い、減少数も小さくなっています。さらに 4 年前から転入者数が増加し、転出者数が減少する年があり、社会増の年も見られます。

※自然増減…出生と死亡による人口の増減。出生数が死亡数を上回れば自然増となる。

※社会増減…転入と転出による人口の増減。転入者数が転出者数を上回れば社会増となる。

転入者・転出者数／出生児・死亡者数の推移



	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
転入者数	157	168	183	157	201	129	143	162	145	133
転出者数	245	280	224	212	235	222	197	199	232	180
出生児数	42	45	47	39	37	44	36	34	29	28
死亡者数	37	33	31	44	30	35	33	35	25	32

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
転入者数	157	125	133	125	116	105	131	107	98	104
転出者数	187	161	172	160	154	147	186	165	145	191
出生児数	33	37	39	36	28	16	29	30	19	23
死亡者数	38	28	35	33	19	35	30	28	27	27

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
転入者数	131	94	88	102	95	68	68	80	66	73
転出者数	185	151	120	112	122	124	128	125	104	99
出生児数	17	20	16	15	23	14	11	7	12	13
死亡者数	29	38	35	21	30	41	30	22	29	37

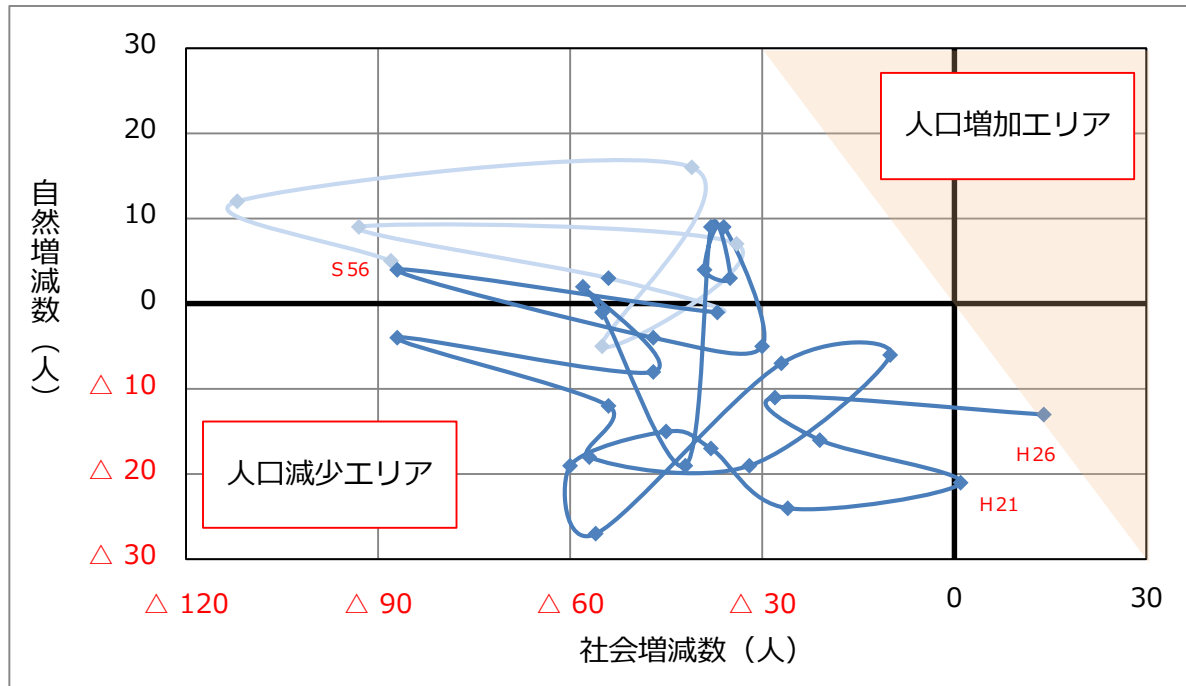
	H23	H24	H25	H26
転入者数	91	76	59	83
転出者数	90	97	87	69
出生児数	11	15	10	10
死亡者数	32	31	21	23

※「宮崎県の推計人口と世帯数（年報）」より作成

(3) 総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

昭和 56 (1981) 年から平成 10 (2008) 年までは社会減少が続き、年によって自然増と自然減が錯綜していました。それ以降は自然減の傾向が強くなる一方で、社会増の年も見られるようになっていきます。

総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
社会増減	-88	-112	-41	-55	-34	-93	-54	-37	-87	-47
自然増減	5	12	16	-5	7	9	3	-1	4	-4
	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
社会増減	-30	-36	-39	-35	-38	-42	-55	-58	-47	-87
自然増減	-5	9	4	3	9	-19	-1	2	-8	-4
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
社会増減	-54	-57	-32	-10	-27	-56	-60	-45	-38	-26
自然増減	-12	-18	-19	-6	-7	-27	-19	-15	-17	-24
	H23	H24	H25	H26						
社会増減	1	-21	-28	14						
自然増減	-21	-16	-11	-13						

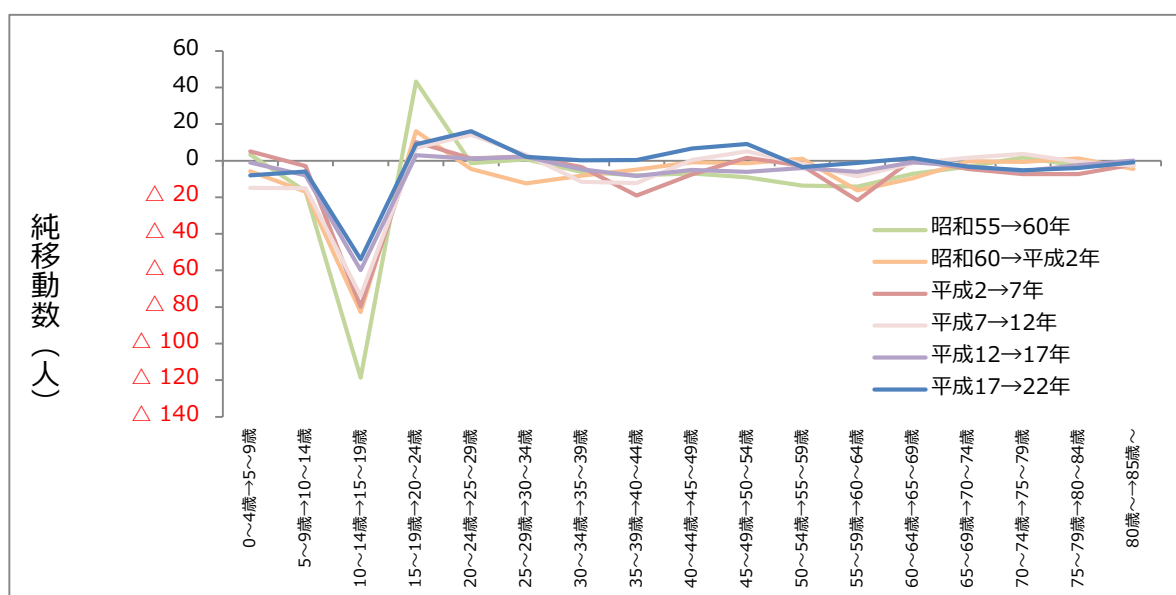
※「宮崎県の推計人口と世帯数（年報）」より作成

(3) 性別・年齢階級別の村外との人口移動の状況の長期的動向

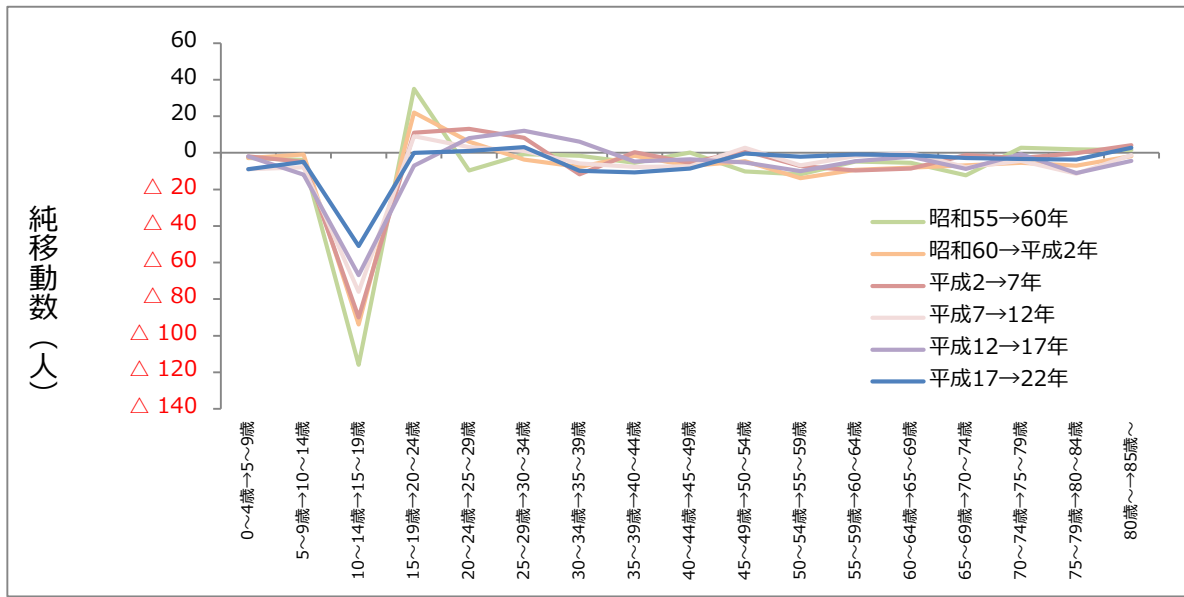
昭和55（1980）年以降の国勢調査による年齢階級別人口移動の推移をみると、一番顕著なのは、15～19歳の急激な人口減少であり、通学できる高校のない諸塚村の特性と言えます。一方で、高校や大学卒業後の20～24歳で増加が見られ、Uターン等の転入が増えているのは、全国的にも珍しい現象として注目されています。

もうひとつは、30～34歳、40～44歳の減少が見られていました。これは、子育て世代が子どもの高校入学等の理由で都市部に転出するケースが多くあったからと推定されます。しかし、平成17（2005）年および平成22（2010）年の調査結果では増加に転じています。また60～64歳でも、以前は定年退職後の離村が見られていましたが、これも最近では極端な数字は出ていません。

年齢階級別人口移動の推移（男性）



年齢階級別人口移動の推移（女性）



※まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ「(7) 都道府県及び市町村別 性別 年齢階級別 人口、純移動数、純移動率」より作成

(4) 自治体別純移動数の状況

諸塚村外の自治体に対して、平成 24 (2012) 年、25 (2013) 年の2年間の移動数をみると、県内を中心に2年間で28人の転出超過となっています。

自治体別の純移動数について、転入超過は日南市が7人と最も多く、次いで、椎葉村の6人、三重県の5人となっています。

一方、転出超過は日向市が14人と最も多く、次いで、美郷町の10人、都城市の9人となっています。

県内の自治体への移動の過半が、教員・県職員等の職場の異動に伴う転出・転入です。しかし、近隣自治体では、教育環境の問題、住宅事情、職場などの問題で転出、転入する例もあります。

諸塚村の自治体別純移動数 (平成 24~25 年)

転入超過数・上位3自治体			
	転入数	転出数	純移動数
日南市	8	1	7
椎葉村	6	0	6
三重県	5	0	5

転出超過数・上位3自治体			
	転入数	転出数	純移動数
日向市	22	36	△14
美郷町	5	15	△10
都城市	2	11	△9

【参考】			
	転入数	転出数	純移動数
宮崎市	42	43	△1

※まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ「(8)市町村別 転入元市町村別・性別・5歳階級別転入数、(9)市町村別 転出先市町村別・性別・5歳階級別転入数」より作成

※宮崎県外の市区町村については都道府県単位にて集計

2 現状と課題

諸塚村の人口は、平成 22（2010）年までの 45 年間、減少が続いています。

その大きな要因としては、15 年ほど前までは都市への人口流出に伴う転出超過による社会減が主因でした。しかし、近年は、生産年齢人口のうちの 15～49 歳の年代層の減少と 65 歳以上の老年人口の増加で、出生数を死亡数が上回る、自然減の要因が強くなっています。

高校進学による 15～19 歳の年代層の減少はやむを得ないとしても、その後の U ターンを中心に、20～44 歳の年代層の転出防止、および転入促進を図ることが大きな課題です。

3 目指すべき将来の方向性

諸塚村の現状や課題、また国が示す長期ビジョンを踏まえ、これからの人口減少の問題に対応していくためには、①20～29 歳の年代層の U ターン対策、②生産人口世代の転出防止策、③同世代の転入促進策が重要です。

諸塚村では、行政による施策だけでなく、自治公民館活動による、全住民参加で行政や関係機関と密接に連携して、地域づくりに取り組んできました。人口は少ないですが、地域を担う住民の人材の質は高く、地域の実情に即した施策を効果的に、積極的に取り組むことが可能です。

この人口ビジョンで示す将来の方向性としては、人口増減のカギを握る若い世代を中心に、諸塚村に戻ってきたい、住み続けたい、移住したいと思える地域づくりの施策が重要です。これまでのむらづくりの施策をさらに磨き上げるとともに、新たな価値を付加し、諸塚村の魅力の向上を図ることで、地域づくりを推進します。

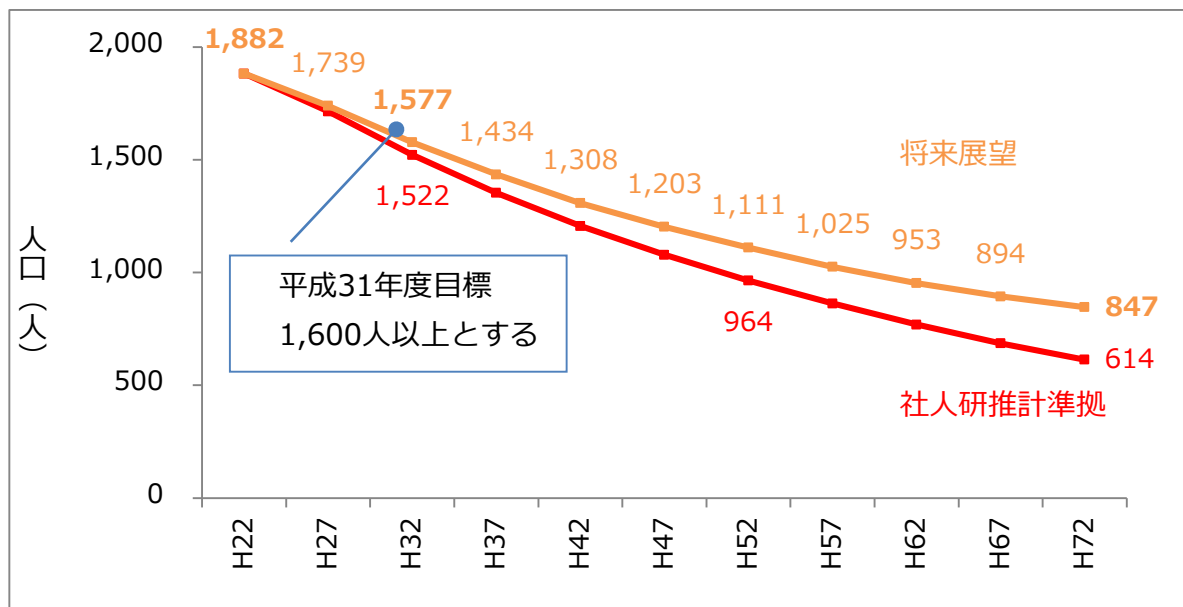
第3章 人口の将来展望

これまでの本村ならではの様々な取り組みに加え、「諸塚村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等による人口減少抑制の効果として、国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）による人口推計と比較して、社会動態が改善すると仮定した推計を将来展望とした独自推計を行いました。人口推計の概要は以下のとおりです。

将来展望の概要

自然動態	社人研推計に準拠（合計特殊出生率 H20～24：1.71→H52：1.89）
社会動態	社人研推計に加え、以下の転入者増を見込む <ul style="list-style-type: none"> ・ 25～34 歳男性 年間 1 人 ・ 25～34 歳女性 年間 2 人

総人口の将来展望



	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	H72
将来展望	1,882	1,739	1,577	1,434	1,308	1,203	1,111	1,025	953	894	847
社人研推計	1,882	1,715	1,522	1,353	1,206	1,078	964	863	769	686	614
合計特殊出生率	—	1.971	1.920	1.882	1.886	1.893	1.896	1.896	1.896	1.896	1.896

※「将来推計用ワークシート」より作成

※国勢調査から得られる市町村別の男女5歳階級別人口を基準とし、出生に関する仮定値として子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）及び0～4歳性比（0～4歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比を女性の数を100とした指数で表したもの）、死亡に関する仮定値として生存率、移動に関する仮定値として純移動率を設定して行っている。このため、合計特殊出生率については、平成27年の仮定値が本村の実績値（H20～24：1.71）よりも高い1.971となり、平成57年に向けて1.896まで収束する推計となる。

第2節 総合戦略

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月に、国において、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。同年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、市町村においても、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に関する施策についての基本的な計画（総合戦略）を策定することが努力義務として規定されました。

国における地方創生の流れ

平成26年 9月	まち・ひと・しごと創生本部を設置
平成26年 11月	まち・ひと・しごと創生法制定
平成26年 12月 27日	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定
平成27年 6月 30日	「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定

一方で諸塚村は、木材の生育に好ましい肥沃な土壌と気象条件に恵まれているという地域の特性を最大限に活かし「林業立村」に取り組んで100年余りを経過しています。現在は、平成23年度から平成32年度までの「第5次諸塚村総合長期計画」を推進しており、その内容は、住民が長年歴史を積み重ねてきた集落を基盤としたひとづくりを第一に考え、自治公民館活動を再評価し、その活動と行政との協働を図ってきました。“縁を紡ぐ互縁社会が真の価値を生む「協創の森・諸塚」”を基本コンセプトにしています。

諸塚村総合戦略の策定にあたっては、諸塚村第5次総合長期計画を見直した「後期計画」として位置づけ、「協創の森・諸塚」の実現に向けて、むらづくりに高い実効性のある施策を推進することが必要です。

2 計画策定の趣旨・目的

人口減少を止めることは難しいですが、できるだけ緩和していくかに関しては、“しごと”、“ひと”、“まち”の自立的かつ継続的な好循環の確立を図ることが必要となります。

本計画は諸塚村の次世代に向けて更なる発展を促し、安心して生活を営み、仕事に励み、消費を行うことができる環境を構築していくために、国の長期ビジョンと同じ 45 年先の平成 72 年までの長期的な視点で村の姿を見据え、むらづくりにおける理念を明確にします。また、その取りかかりとして、これから 5 年間の施策の基本的方向性や具体的な取り組みをまとめます。

第 5 次諸塚村総合長期計画のむらづくりの基本コンセプトを、本計画でも採用しつつ、新たな価値を付加し、更なる磨き上げを進めます。また、これまでの取り組みに加え、本計画における取り組みを積極的に内外に発信し、これに賛同し、共に挑戦する意欲のある方を村外から誘（いざな）いながら、活力あるむらづくりを次代へ継承していくことを目的とします。

基本コンセプト

“縁を紡ぐ互縁社会が真の価値を生む「協創の森・諸塚」”

3 総合戦略の位置づけ

本計画は、今後 5 年間の地方創生に関する施策をまち・ひと・しごと創生法に基づき戦略的に実行するための実施計画として位置づけます。

まち・ひと・しごと創生法（第 10 条抜粋）

1 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（総合戦略）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

4 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

5 計画人口

人口ビジョンにおける将来展望を踏まえ、平成 31 年の人口を 1,600 人とします。

6 基本方針

本計画の基本コンセプトに基づき、5 つの基本方針を定めます。

基本コンセプト

” 縁を紡ぐ互縁社会が真の価値を生む「協創の森・諸塚」 ”

基本方針 1	村民と行政が協力し、みんなで豊かな森を守り育てながら、その恵みをみんなが享受できる取り組みを進める。
基本方針 2	自治公民館を主体に、集落活動の支援を進め、地域を支えるひとづくりを重視し、地域に誇りを持った村民を評価し、人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくりを進める。
基本方針 3	生涯現役の社会を基本とし、相互扶助の精神に基づき、利害関係よりもみんなが最も大切であると考えていることに最優先で取り組む、自助、共助、公助のバランスの取れたむらづくりを進める。
基本方針 4	林業を中心とした四大基幹産業を地域経営の柱にしなから、派生的に特産品開発やツアー受け入れなどの交流産業を推進し、新しい形の” 複合経営 ” への転換を図り、森づくりを持続可能な取り組みとする。
基本方針 5	これらの取り組みに賛同し、UJ ターンして協創に取り組む人財を積極的に村外から誘う。

7 施策目標

“しごと”、“ひと”、“まち”の自立的かつ継続的な好循環の確立を図るために、基本となる4つの施策目標を設定します。また、平成31年度において、施策目標ごとに実現すべき成果（アウトカム）に関する数値目標を設定します。

施策目標1 しごとをつくり、活力ある社会を目指します。（しごとづくり）

諸塚村の特色である複数の農林製品の複合経営への支援を引き続き進め、新しい産品も組み合わせた農林家の新モデルづくりを進めます。あわせて、生産だけでなく、販売の観点から品質管理の強化、加工品の展開、及び付加価値の高い林産品の生産を奨励し、六次産業化（素材生産から加工、流通まで一貫した体制づくり）の推進を図り、しごとをつくります。

数値目標	現況値	目標値
林業分野での新たな雇用の創出（人）	164	180

施策目標2 地域の魅力を磨き上げ、協創の森へ人財を誘います（移住・定住推進）

これまで進めてきた、「人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくり」の取り組みに更に磨きを掛けると共に、それに賛同し、一緒に協創の森づくりに取り組む人材を誘います。まずは進学や就職で、村外に転出した後継者のUターンの促進を図ると共に、Iターン、Jターン者の受け入れ体制を整備し、推進します。

数値目標	現況値	目標値
U I Jターン者数（年間/人）	32	35

施策目標3 地域まるごと子育て支援に取り組みます（結婚・出産・子育て支援）

ひとりひとりを大事にし、それぞれのライフステージに応じた結婚・出産・子育て支援を強化します。特に、自然環境と人に恵まれた子育て環境を前面にアピールするとともに、集落や個別の事情に合わせてケアを考え、地域全体で子育て支援に取り組む体制づくりを進めます。

さらに、育児期に必要な医療や保育のトータルの支援体制を構築するほか、少数でも中身の充実した教育環境づくりを進め、豊かな育児環境を創出します。

数値目標	現況値	目標値
出生児数（年間/人）	11	15

※現況地出生児数は、H20～24の平均値

施策目標4 住んで誇れる地域づくりに取り組みます（むらづくり）

自治公民館、及び地域づくり団体の活動を支援し、地域に誇りを持ち、人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくりを進めます。合わせて、むらづくりのリーダーとなる人財並びに経営体の育成、支援をすることで、自助、共助、公助のバランスの取れた地域づくりを進めます。

また、交通、通信等を中心としたインフラや村民の福祉、医療、教育の環境を整備し、それを有効活用するソフトの充実を図ります。

数値目標	現況値	目標値
自治公民館活動参加世帯の割合（%）	100	100

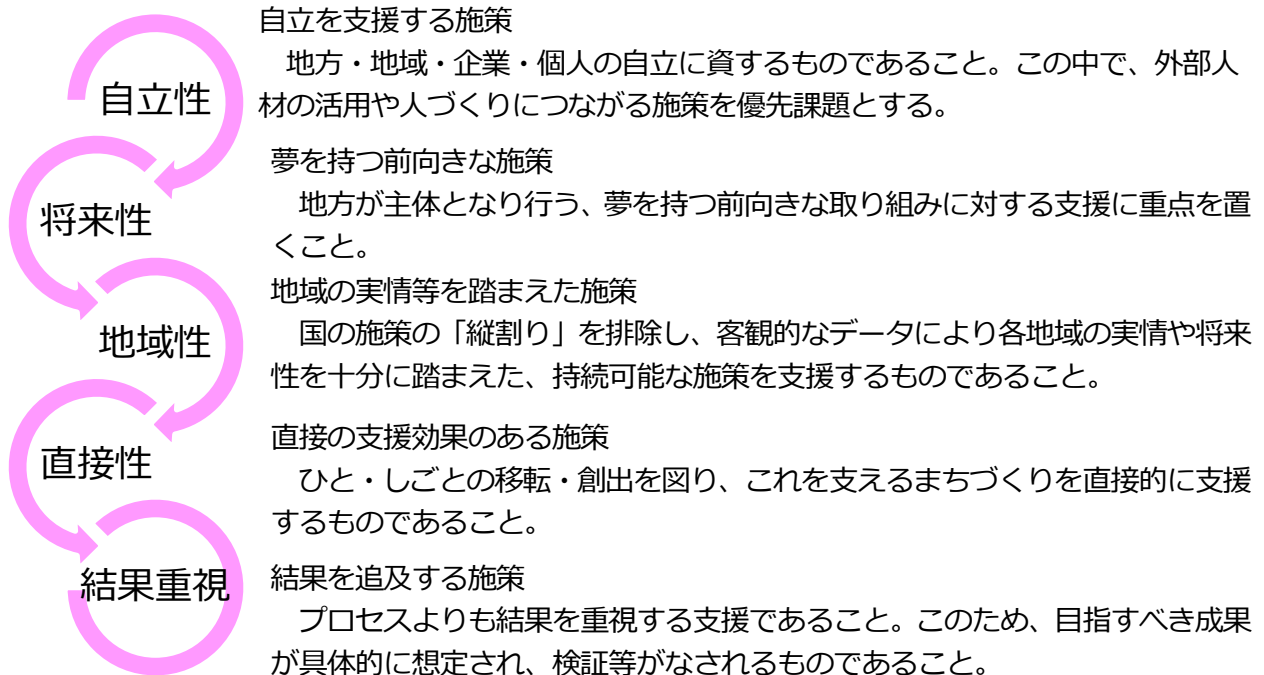
第2章 施策の方向性

施策目標ごとに、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえた施策を展開していきます。

また、施策目標の下に盛り込む具体的な施策については、重要業績評価指標（KPI）を設定し、村全体で共有していきます。

重要業績評価指標（KPI : Key Performance Indicator）
施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

まち・ひと・しごと創生 5原則



施策目標1 しごとをつくり、活力ある社会を目指します。(しごとづくり)

(1) 地域性を活かした農林業の振興による経済規模の拡大とブランド力の強化

地場産業の振興に向けて農林産物の高付加価値化や販路拡大に取り組むとともに、雇用対策の充実を図ります。

① 複合型農林業の強化と推進

従来の4大基幹産業(木材、椎茸、製茶、畜産)を組み合わせる複合型の事業者の養成を引き続き進めるとともに、高冷地園芸、苗木生産やシキミなどの林地園芸等を加え、新しい形の農林家モデルづくりを進めます。今後の農林業は、苗木不足や労力不足、さらには補助金不足を引き起こす可能性がある過剰伐採や過大な設備投資を避けることが大切です。適正な生産量の目標を設定するとともに、品質管理の強化、加工品の展開、付加価値の高い林産品の生産を奨励することが重要です。

- 推進事業： a. 複合型経営農家モデル事業
b. 新規就農者基盤整備支援事業

KPI	現況値	目標値
乾椎茸年間生産量(JA取扱量/t)	15.03	16.00
木材加工センター一年間の木材取扱量(m3)	26,919	28,000
産直住宅の供給(棟)数累計	372	500

ア) 新たな農業の展開に資する生産基盤・条件の整備促進

- 地域特性を有効に活かした農業基盤の維持・更なる整備の推進
- 恵まれた気象条件を活かした茶業、立体型施設園芸の推進

イ) 新たな林業の展開に資する生産基盤・条件の整備促進

- 長年築いてきた林業基盤の維持と更なる整備の推進
- 恵まれた土壌と気象条件を活かした林業の推進

ウ) 特用林産物の生産基盤・条件の整備促進

- 恵まれた気象条件、培った技術、生産基盤を活かした椎茸生産の推進
- 新たな特用林産物の開拓

工) 新たな畜産の展開に資する基盤の整備促進

- ブランド力を高める畜産振興

② 特産品の高付加価値化とブランド化推進

つくるだけでなく販売に取り組める人材を育成し、特産品をつくるだけでなく、売るための付加価値をつける戦略性の高い特産品を開発する。また世界的な森林認証であるFSC認証を武器にするほか、世界農業遺産の認定や2020年に開催される東京オリンピックに合わせて整備される国立競技場における認証木材の使用に追随した木材需要拡大の動きを新たなビジネスチャンスとして捉えるなど、ブランド化に取り組むことで、地域産業の競争力の強化を図ります。

- 推進事業：
- a. FSC森林認証製品開発事業
 - b. 世界農業遺産ビジネスモデル開発事業
 - c. 広葉樹等活用推進事業
 - d. フェアウッド・フェアフーズ商品開発推進

KPI	現況値	目標値
特産品加工グループ数（グループ）	6	8
FSC認証製品数（品）	1	5
世界農業遺産ビジネス事業者数（事業者）	0	1

ア) 高付加価値化とブランド化の推進

- 世界農業遺産のビジネス機会の創出
- FSC森林認証制度の維持と更なる整備の推進
- 地域資源の六産業化の推進
- 木材及び椎茸の森林認証製品の販売促進

③ 販路拡大、効率的流通の確保

新たな特産品の開発やアンテナショップ等による販売体制の充実を図ります。また、今後流通の主流になると予想されるネット型流通事業、さらに、高品質の椎茸を中心に海外への販路開拓に取り組みます。

- 推進事業： a. 特産品ネット型通販ビジネスモデル開発事業
b. 特産品販路拡大推進事業

K P I	現況値	目標値
村認定特産品数（品）	0	10
ネット型流通販売組織数（組織）	0	1

ア) 新規顧客の確保と安定した販売網の構築

- 直販事業の推進でユーザーとつながり魅力ある商品をつくる
- 販売体制の構築と人材の確保

イ) 物流コストの縮減

- ネット通信販売システムの導入促進
- 広域物流・物販体制の構築

ウ) 都市部での販売機会の充実

- 広報宣伝ツールの作成
- 既存商品のリニューアル及び新商品の開発
- 都市部での物産展、商談会への参加

エ) 海外への販路開拓

- 海外での物産展、商談会への参加

④ 担い手の確保

自営農林家や事業所等において農林業に携わる人達の後継者を育成し、意欲ある経営体を強化・育成していくために、進学する後継者への修学資金等の積極的な支援を行います。また、新規参入を推進するために、村内の農林業の就労体験等の機会の充実を図ると共に、経営モデルの提供やアドバイザー設置等を行います。さらに、担い手不足にある林業分野の就労環境の改善を図り、新たな担い手の確保を促進します。

- 推進事業：
- a. 特定就業資格者養成奨学金の創設
 - b. 林業企業体人材育成事業
 - c. 村内事業体人材雇用促進事業（人材マッチング）
 - d. 林業を核とした山の暮らしに新たな人材を呼び込む耳川流域連携強化事業

K P I	現況値	目標値
認定農業者数（人）	16	19
林業への新規就労者数（人）	0	3

ア) 意欲あふれる担い手の確保と安定した就労環境の整備

- 新たな農林業担い手の確保
- 安定した就労環境の整備
- 広域連携による担い手確保対策

イ) 起業の推進と新たな雇用の場の確保

- 事業所内研修支援事業
- 経営戦略支援アドバイザー設置事業

(2) 力強い第二次、第三次産業の育成

地域に根差す事業所等の振興と次代を担う事業者の育成・確保を図るため、他産業のノウハウの導入や成功事例等の情報提供等による支援に取り組むとともに、金融機関等との連携を促進します。

① 地域を支える事業所（企業）の育成・支援

地域産業の活性化を図ります。また、プレミアム商品券の発行により村内でのお金の環流を図り、村内商店や事業所の活性化に取り組みます。

- 推進事業：
- a. 特産品六次産業化支援事業
 - b. 観光資源開発支援事業

K P I	現況値	目標値
商品券購入世帯割合の増加(%)	38.8	45.0

ア) 生活環境を充実する建設・建築分野の育成・支援

- 村内の公共工事の計画的発注を促し、工事従事者の安定雇用、終身雇用の促進
- 村内事業所の技術者養成への支援

イ) 一次産品に付加価値を付ける製造業分野の育成・支援

- 加工グループの新規設立や設備投資への支援
- 特産品の加工技術開発への支援

ウ) 第一次、第二次産業を支える商業、サービス業分野の育成・支援

- 商工会の組織強化支援
- 観光産業活性化への支援

② 企業、農業法人等の資本・経営力強化

新規起業や特産品の六次産業化などの新分野への企業の参入の促進、並びに企業の運営を支援する取り組みを行います。また、農林業の担い手育成組織である（一社）ウッドピア諸塚の資本や経営力の強化を図り、雇用の場を増やすとともに、関連する事業所等の組織強化による活性化を図ります。

- 推進事業：
- a. ウッドピア諸塚森林環境整備推進助成事業
 - b. 林業事業体組織強化事業

K P I	現況値	目標値
農業法人（農事組合法人を含む）数	1	2
ウッドピア諸塚の雇用者数（人）	28	40

ア) 企業、農業法人等の資本・経営力強化

- 福利厚生への支援
- 新規採用推進への支援

施策目標 2 地域の魅力を磨き上げ、協創の森の人財を誘います（移住・定住推進）

（1）村内での魅力ある就業の場づくりと若者の地元定着の促進

農商工連携による将来に向けての可能性のある就業の場の創出に取り組むとともに、Uターン者を中心に村外からの担い手の確保を図るための情報発信の強化に取り組みます。

① 関係機関の連携による村内就業の場づくり

村内産の素材生産から加工、販売までの体制づくりを進め、新たな就業の場を創出します。

- 推進事業：
- a. ウッドピア諸塚森林環境整備推進助成事業
 - b. 林業事業体組織強化事業
 - c. 林業事業体雇用対策支援事業
 - d. 新規就農者基盤整備支援事業

K P I	現況値	目標値
特産品加工グループ数（グループ）	6	8
木材加工センター就業者数（人）	23	25
ウッドピア諸塚の雇用者数（人）	28	40

ア) 施設整備支援

- 農林産品六次産業化に取り組む企業や団体への支援

② 関係機関連携による積極的な情報発信

I C Tの活用による村のP Rや継承希望者への情報提供体制の強化に取り組み、移住定住の促進を図ります。

- 推進事業：
- a. I C T活用ビジネスモデル事業
 - b. 特産品ネット型通信販売ビジネスモデル開発事業

K P I	現況値	目標値
情報発信サイト数（サイト）	0	2

ア) ICTの活用

- 村ホームページの充実とプラットフォーム構築
- ネット通信販売の研修事業の推進

(2) 地域の魅力の磨き上げ

① 関係機関連携による地域の魅力の磨き上げ

推進事業： a. 世界農業遺産ブランディング推進事業

K P I	現況値	目標値
情報サイトアクセス回数年平均(回)	30,000	35,000

ア) 広域連携の推進

- 広域連携事業推進母体の設置
- 広域連携による情報発信

(3) 移住・U I Jターン就職の促進

若者やU I Jターンの希望者に対して、林業をはじめとする基幹産業への就業を推進するとともに、定着に向けた支援を行っていきます。また、諸塚村の魅力について、積極的なP Rに取り組みます。

① 総合的な移住・U I Jターン就職支援体制の整備

専門の支援窓口を設置し、様々な相談に対応できる体制を構築するとともに、村内の雇用情報等の収集に努め、あらゆる機会を通じて村内の雇用情報の提供に取り組みます。また、村内生活体験のないI Jターン希望者のために、お試し滞在事業や様々な交流事業への参加の機会を設け、本村の理解促進に努めます。

推進事業： a. 移住定住者集落受入推進事業
b. 集落内空き家活用推進事業

K P I	現況値	目標値
転入者数－転出者数(人)	2	2

ア) 相談窓口機能の強化

- 村内情報の収集と提供、さらに、地域や人との縁結び支援
- 移住者への支援

イ) 住まいの確保

- 新築、あるいは空き家等を活かした山村定住住宅の整備

ウ) 地域のニーズに合った人材の養成と確保

- 諸塚村出身の高校生、大学生等、村外者への積極的な情報提供
- 出張就職相談会の実施
- 村民および村外の村出身者同士の交流の促進

施策目標3 地域まるごと子育て支援に取り組みます（結婚・出産・子育て支援）

（1）結婚したくなる雰囲気づくり

結婚を望む方が、出会いの機会を得ることができるよう、婚活イベント等の充実を図ります。また、村全体で結婚したくなる雰囲気づくりや「婚活」を応援する気運の醸成に取り組みます。

① 環境づくりの推進

既婚カップルや独身者との交流の場を増やすとともに、独身者同士の出会いの場を数多く設けます。

推進事業： a. みちゆき推進員（婚活サポーター）養成事業

K P I	現況値	目標値
いずれ結婚するつもりであると思う未婚者の割合(%)	51.1	55.0
婚活に興味がある未婚者の割合 (%)	45.8	50.0

ア) 環境づくりの推進

- 婚活活動推進事業
- 「男磨き、女磨き塾（仮称）」の開催

イ) 出会いの場づくり

- 中心商店街に交流拠点の設置
- 若者参加・運営方式のイベント開催

(2) 子育てをしたくなる環境づくり

村内で子育てしたいという村民の願いが実現できる環境づくりをめざし、多様な支援体制の充実を図ります。また、母親が就労しやすい社会の実現に向けて、地域全体で子どもを見守る体制づくりに、これまで以上に取り組んでいきます。

① ライフステージに応じた多様な支援の充実・強化

妊娠から子どもの自活までのそれぞれの時期に応じた支援を行います。

推進事業： a. 子育て総合支援事業

K P I	現況値	目標値
諸塚村が安心して結婚・妊娠・出産・育児できる環境であると思う住民の割合 (%)	55.0	60.0

ア) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 子育て支援
(乳幼児医療費支援事業、子育て相談事業、子育て支援手引きの作成、外)
- 小中学生支援
(給食費支援事業、遠距離通学補助事業、放課後子ども対策事業、小中学生学力向上支援事業、外)
- 村外高校生・大学生への支援
(奨学金貸付金事業の実施、外)
- 村立診療所における小児科医療の充実と子育て支援相談員の配置

(3) 誰もが活躍できる就業環境づくり

性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるための男女共同参画社会の実現に取り組みます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれ、多様な生き方が選択・実現できる社会をつくることで、結婚・出産・子育ての希望がかなう村をめざします。

① 子育て中の女性が安心して就業できる体制づくり

保育を必要とする時期に必要な支援が行われる体制の拡充を図ります。

- 推進事業：
- a. 保育施設整備事業
 - b. 保育所運営強化事業
 - c. 子育て女性就業マッチング事業

K P I	現況値	目標値
1歳未満児の保育所数（箇所）	0	1

ア) 保育環境の充実

- 子育て支援センターの設置（保育所併設）
- 0歳児からの保育施設の整備

イ) 子育て中の保護者への支援

- 子育て支援を行うNPO法人等の育成

施策目標4 住んで誇れる地域づくりに取り組みます（むらづくり）

（1） 地域を支える人財の育成

相手を思いやり、助け合う相互扶助の関係の中で、集落を中心としていきいきと暮らし続けることができるよう、人材の育成に取り組みます。

① 地域課題の解決に挑戦する人財の育成

地域の運営を担っている自治公民館活動への積極的な参加と団体活動の実際を通じて出会う人々や研修の機会を通じての人財育成を推進します。

- 推進事業：
- a. 自治公民館活動支援事業
 - b. 女性・若者向け海外交流研修事業
 - c. 女性・若者社会参加チャレンジ推進事業

K P I	現況値	目標値
自治会活動参加率（%）	100.0	100.0

ア) 社会教育と世代間交流の推進

- 社会人学習の推進
- 女性の社会参加の推進
- 若者のアイデアの募集と具体的な実践の場の創出
- 若者の交流する拠点の整備
- 若者塾の開設と青年団活動の推進

② 地域産業を担う人財の育成・確保

基幹産業を中心に各産業分野における団体活動を支援し、現地確認や村内外の先進事例の調査等による研修の機会を積極的に設けるとともに、将来、地域産業に就くことを目指し、専門的学習を志す若者への支援を行います。

- 推進事業：
- a. 特定就業資格者養成奨学金の創設
 - b. ウッドピア諸塚森林環境整備推進助成事業
 - c. 林業事業者組織強化事業

K P I	現況値	目標値
ウッドピア諸塚の雇用者数（人）	28	40

ア) 産業教育の推進

- 農林業経営大学の設置（新規就業者の技術支援）
- 林業事業体（（一社）ウッドピア諸塚を含む。）の職員資格取得等への支援

イ) 起業意識の高揚

- 起業支援コーディネーターの配置
- 起業支援制度資金の設置

ウ) 特定就業資格者の養成

- 医療、介護、保育等の資格取得希望者への支援

(2) 地域を支える基盤づくり

① 集落機能の充実

分散している集落と中心街を短時間で結び、自然災害等にも強い道路、情報網等の整備を進めるとともに、公共交通機関等の手段の拡充を図ります。また、景観形成にも努めます。さらに、集落を活かす自治公民館活動の支援も行います。

推進事業： a. 集落連絡幹線道路維持管理事業

K P I	現況値	目標値
集落基盤の強化が図られていると感じる住民の割合（%）	76.0	80.0

ア) 災害に強いライフラインの整備

- 集落連絡道の維持管理活動への支援

イ) 地域における相互支援体制の維持

- 自治公民館運営の支援

(3) 誰もが活躍できる環境づくり

「諸塚方式」と呼ばれる全世帯・全住民参加の自治公民館活動を基本に、それぞれの世代で性別や障害の有無を問わず、様々な場面や場所で活躍できる環境づくりに取り組みます。

① 社会参加の推進

世代や性別、障害の有無を問わず、誰もが地域づくりに取り組む環境づくりを進めます。

- 推進事業：
- a. 高齢者社会参加促進事業
 - b. 障がい者雇用促進事業
 - c. もろつかじいばあスクール運営事業

K P I	現況値	目標値
寿会（老人クラブ）加入率（%）	70	70
シルバー人材センター登録人数（人）	38	42

ア) 生きがいづくりの推進

- 生涯学習の推進
- 生涯スポーツの推進

(4) 地域における暮らしの維持・充実と安心・安全の確保

村民が必要な時に必要なものを必要な分、適切に提供できる保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

① 地域の保健・医療・福祉サービス環境の維持・充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の基盤づくりに取り組みます。

- 推進事業：
- a. 地域の福祉交流拠点整備事業
 - b. 生活習慣病予防事業
 - c. 交通弱者支援対策事業
 - d. 認知症対策事業

K P I	現況値	目標値
要介護認定率（%）	17.9	17.0

ア) 村民の交流づくりや防災の機能を持った拠点の整備

- 集会所等の既存インフラを充実し、活用するための補助

イ) 保健・医療・福祉のネットワークの構築

- 医療・福祉情報ネットワークの構築
- 医療情報ネットワーク・遠隔医療システムの構築
- 包括ケアシステムの整備

ウ) ライフステージに応じたきめ細かな住民健康保持のための事業の展開

- 生活習慣病重症化予防事業

エ) 村中心街と個々の生活集落を結ぶ公共交通網の確保

- デマンド型交通の拡充（ふれあいタクシーの運行、地域バスの運行）

オ) 買い物弱者対策の充実

- 集落生活応援事業（食料品等宅配サービス事業、巡回販売等）

② 多様な主体による地域経営体制の整備

自治公民館組織の他に異業種交流組織やNPO等の地域づくり組織などの設立および運営支援を行い、官民協働による地域経営を推進します。

- 推進事業：
- a. NPO等地域づくり組織支援事業
 - b. 官民協働モデル事業

KPI	現況値	目標値
地域づくり組織数（団体）	1	5

ア) 様々な場所や場面に応じた地域経営体制

- 集落営農組合による農林業作業の支援
- ウッドピア諸塚の農林業作業の支援

イ) 民間活力の導入と支援

- NPO設立への支援
- 民間企業との連携の推進

③ 地域の防災力の向上

急峻な地形にあって毎年訪れる台風シーズンや梅雨時期等の風水害の危険は、住民にさし迫った課題となっています。自然災害等の恐れがある場合の村民への情報伝達手段の拡充と住民の身近なところにある自治消防体制及び機材の充実に取り組みます。

- 推進事業： a. 双方向通信システム構築事業
b. 地域自主防災組織強化事業

K P I	現況値	目標値
安心安全なむらづくりに満足している住民の割合 (%)	66.7	70.0

ア) 必要な時に必要な情報が村民全員に届く手段の整備

- 防災行政無線端末の全戸配置
- 光ファイバー網を活用した情報通信システムの構築

イ) 生活の場により近いところでの自助・共助の体制づくり

- 自治消防体制の構築
- 消防支援隊の体制整備
- 女性消防士の養成

第3章 計画の推進

1 推進体制

本計画を効果的・効率的に推進していくためには、村民や集落、事業所の参加・協力が不可欠となります。このため、村全体で計画の目指す姿を共有し、産官学金労言との連携を図りながら推進していきます。

2 国・県・近隣市町村との連携

交通インフラや観光施策など、広域での取り組みが必要な分野については、国、県、近隣市町村などとの役割分担や連携体制の構築を図り、展開していきます。

3 効果検証の仕組み（PDCAサイクル）

施策方針ごとに設定した数値目標の達成に向け、執行部と外部有識者で構成する「諸塚村総合戦略推進会議」を設置し、毎年、K P Iの達成度をもとに施策及び事業の効果を検証し、必要に応じて本戦略の改定を行っていきます。

同時に、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、諸塚村議会においても、効果検証の段階において十分な審議を行っていきます。